

議案第 1 3 号

宇治市準用河川占用料条例の一部を改正する条例を制定する
について

宇治市準用河川占用料条例の一部を、次のとおり改正するものとする。

平成 3 1 年 2 月 2 0 日提出

宇治市長 山 本 正

宇治市条例第 号

宇治市準用河川占用料条例の一部を改正する条例

宇治市準用河川占用料条例（平成12年宇治市条例第15号）の一部を次のように改正する。

別表の備考以外の部分を次のように改める。

別表（第2条関係）

占用の区分		単位	占用料
流水の 占用	鉱工業の用に供するもの	1リットル毎秒	5,000円
	その他の用に供するもの	1リットル毎秒	1,200円
土地の 占用	水道管、ガス管その他これらに類するもの	外径又は幅が0.07メートル未満のもの	1メートル 140円
		外径又は幅が0.07メートル以上0.1メートル未満のもの	1メートル 200円
		外径又は幅が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの	1メートル 220円
		外径又は幅が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの	1メートル 290円
		外径又は幅が0.2メートル以上0.3メートル未満のもの	1メートル 450円

外径又は幅が0.3メートル以上0.4メートル未満のもの	1メートル	590円
外径又は幅が0.4メートル以上0.7メートル未満のもの	1メートル	980円
外径又は幅が0.7メートル以上1メートル未満のもの	1メートル	1,400円
外径又は幅が1メートル以上のもの	1メートル	2,400円
作業場、材料置場その他これらに類するもの	1平方メートル	580円
橋りょうその他これに類するもの	1平方メートル	2,100円
電柱及びその他支柱類	1本	3,500円
街灯添架電柱	1本	2,400円
電話柱及びその他支柱類	1本	2,000円
街灯添架電話柱	1本	1,400円
公園、広場その他これらに類するもの	1平方メートル	1,000円

別表の備考第2項中「又は長さに1立方メートル」を「若しくは長さが1リットル毎秒」に、「又は1メートルに満たない」を「若しくは1メートル未満であるとき、又は占用の水量、面積若しくは長さに1リットル毎秒、1平方メートル若しくは1メートル未満の」に、「、それぞれ1立方メートル」を「、これらを1リットル毎秒」に改め、同表の備考第4項前段及び第5項中「又は」を「、又

は」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の宇治市準用河川占用料条例の規定は、この条例の施行の日以後の占用に係る流水占用料及び土地占用料について適用し、同日前の占用に係る流水占用料及び土地占用料については、なお従前の例による。

(提案理由)

準用河川の占用料に関する規定について、所要の改正を行うものであります。